

令和元年度第2回茨城県国民健康保険運営協議会 議事要旨

1日時 令和元年12月4日(水)13:30~14:45

2場所 茨城県庁11階共用会議室

3議事要旨

(1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について

【会長】

特に意見がないようなので、事務局においては、被保険者数の動向等を反映した適正な保険給付費推計や決算の状況を踏まえた算定を行い、安定的な財政運営を確保するようお願いいたします。

(2) 茨城県国民健康保険運営方針に係る取組状況について

(決算補填等目的の法定外繰入の状況について)

【委員】

安定的な財政運営に関する事項のうち、県内市町村の赤字補填目的の法定外繰入の状況について、今般の制度改革前の平成29年度までは、減少傾向にあったが、制度改革後の平成30年度については増加しているが、その要因は。

【事務局】

制度改革に伴い新たに導入された、市町村から県に納めていただく、国保事業費納付金について、結果的に過大となったことによるものと考えている。

過大となった主な理由としては、高額薬剤の影響で一番伸びが大きかった平成27年度と同じような状況になっても、市町村に交付する保険給付費の不足がないよう、保険給付費がかなり伸びるという見込みを行ったことと考えている。

なお、県国保特別会計の決算剰余金(過大分)を用いて、令和2年度及び3年度の国保事業費納付金の負担を減らしていくことで、市町村の行う赤字補填目的の法定外繰り入れも縮小していくと考えている。

(保険料(税)の徴収の適正な実施について)

【委員】

保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項のうち、県の運営方針に定めている、保険料(税)の目標収納率について、公平性の観点から、もっと高い収納率の目標設定が必要と感じるが、県においては、どのように考えているか。

【事務局】

目標収納率については、現実的な目標の数値として設定したものであり、収納率の水準を徐々に上げていきたいと考えている。

【委員】

収納率の向上については、達成可能な現実的な目標値を設定し、着実に収納率及び目標値を上げていくことが大切であり、滞納者に対して「払わなくても良い」といった誤った認識を持たせてしまうと、国保の制度が維持できない。このような認識を持たせないためにも、収納率の向上は大変重要。

【委員】

国保の収納率については、以前は80%代後半だったが、近年上昇傾向にあり、市町村職員の取組みの成果が出てきている。

【事務局】

実際に保険料(税)の徴収対策を行っている市町村では、毎年度、決算という形で、それぞれの議会等に報告しており、公平性の観点から、常に収納率の向上を目指している。

(重複・頻回受信者等への訪問指導等について)

【委員】

重複・頻回受診者等への訪問指導について、どのような方法で実施しているのか。

【事務局】

レセプトを用いて、重複・頻回受診となっている被保険者を抽出し、保健師を主体とした訪問指導を実施している。

【委員】

頻回受診については、その受診内容についても、本当に必要なものか否か、きちんと把握する必要がある、ケースごとに個別の指導が必要となってくる。

【委員】

頻回受診については、住んでいる地域にもよるが、地域に大きな医療機関が少なく、内科、眼科など、それぞれの症状で医療機関にかかることもあり、一つの医療機関で受診するのは難しいといった実情もある。

【委員】

地域における医療提供体制の問題もあると思うが、医師会では、まずは「かかりつけ医」に診療してもらい、必要に応じて、医療機関を紹介するといった取り組みも行っている。

【委員】

重複・頻回受診については、被用者保険においても散見されている状況にあり、特に、精神疾患をもつ被保険者については、色々な医療機関を渡り歩き、その結果、大量の薬を処方してもらっているケースがあり対応に苦慮している。

これについては、本人の同意を得た上で、医療機関へ情報提供し、医師に指導いただくのが有効な方法の一つと考える。

【事務局】

この事業は、厚生労働省から、各保険者に対して、医療費適正化対策の一環として実施に努めることとされている事業であり、被保険者に対する訪問指導が目的の事業。

訪問指導対象は、本当に、不安で何回も医療機関を受診してしまう方であるし、そう

いった方の状況を把握するには、やはり訪問して聞くことが大変重要。

本日頂いた意見も踏まえ、引き続き市町村と最適な方法を見つけていく。

【委員】

医療費適正化及びポリファーマシー対策については、医師会も薬剤師会と連携して取り組んでいる。医師としても、患者さんがお薬手帳を持っていれば、指導がしやすいが、1人で複数の手帳を持っている場合もあり、対応が難しい。

副作用の問題も含め、お薬手帳の使用方法など、県の薬事行政主管課にも積極的に関わってほしい。

【委員】

薬剤師会では、今年モデル地区を作って、ポリファーマシー対策を積極的に取り組んでいる。医療機関と薬局が連携し、情報が共有できるようなネットワークを構築していく必要がある。

【委員】

自身の出席している別の会議でも、この件については、課題として上がっており、自宅近くの薬局で一元管理できれば良いが。医師会の方でもご指導いただければ。

【委員】

制度上仕方がないが、お薬手帳を持参しなくても薬が処方されてしまうのも問題であると個人的には感じている。

【委員】

医薬分業は国策で、お薬手帳は薬局が発行している。

いずれにしても、これからも、医師会・薬剤師会で連携をとっていきたい。

(柔道整復療養費の支給適正化について)

【委員】

柔道整復療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の支給について、問題のあるケースがあるのではないかと考えている。県での対策は。

【事務局】

県においては、柔道整復療養費の支給適正化を図るため、頻回や多部位の方を抽出し、患者調査を実施し、その結果に疑義が生じた場合、施術所に照会を行っている。

令和2年度からは、あはき療養費についても同様の調査を実施する予定。

【委員】

柔整療養費のうち、医師の同意が必要となるが、その同意の有無についての調査・把握が必要ではないか。

【事務局】

骨折及び脱臼については、医師の同意が必要である。調査項目に追加するか否かについては、今後検討する。

(まとめ)

【会 長】

まず、運営方針に係る取組については、様々な取組を行い、全体的に見ると少しずつ改善しているが、資料2ページの収納率を全国平均でみると、40位と低水準となっている。全国レベルに引き上げていくことが課題となっており、引き続き向上に努めていただきたい。

次に、事務の標準化への取組については、新しく始めた柔道整復療養費の二次点検等については、その成果についても検証の上、当協議会に報告されたい。

また、効率化すると同時に、職員の負担軽減に繋げていき、より良い国保運営を図られたい。

事務局においては、本日、各委員からの意見の検討を行い、医療費適正化等について、市町村との連携を密にし、取組を進めて下さい。

(3) 国民健康保険における外国人の資格管理について

【委 員】

資料6ページの海外療養費や海外出産に対する出産育児一時金申請者について、外国籍のケースがそれぞれ42件、32件とあるが、具体的な国籍は。

【事務局】

厚生労働省の全国調査から抽出しており、国保の外国人の国籍別については、資料のとおり報告を受けているが、ご質問の項目については、報告が求められていない。

【委 員】

被保険者資格証については、偽装されることも多いと聞くため、資格の管理にあたっては、きちんと、厳格にやらないといけない。

【会 長】

法務省など関係機関との連携を強化し、在留外国人に対する国保加入に係る資格の適用や保険給付について、引き続き適正化を図るようお願いする。